

# 措置状況一覧表

平成16年度包括外部監査：外郭団体の財務事務及び事業の管理

項目	指摘及び意見	講じた措置	
財団法人 とくしま地 域政策研究 所	補助金関係	<p>県は、当該団体に対して個々の委託契約の中で当該団体の職員等の人件費を支払い、一方で補助金としても県派遣職員等の人件費を支払いしているのである。この点を単純に見ると県は当該団体に対して、一部の人件費を二重支払いしているのではないかとこの疑問が生じる。</p>	<p>受託事業契約額の人件費は、時間外勤務手当等に当てることを予定したものであり、総額として補助金による人件費と二重に支払われているものではないが、平成20年3月末をもって解散したため、本補助金も平成19年度分をもって終了した。</p>
		<p>巨額な内部留保金をプールし得る団体に毎年補助金を支出し続けることの妥当性については、強い疑問がある。今後の補助金額は、団体が保有している繰越金を考慮して、金額を決定すべきである。</p>	<p>補助金は「補助事業者等が行う事務、事業に対して公益的見地からこれを助成し、又奨励するために県が財政的な援助として交付する給付金」であり、収支状況によって補助金を決定するものではないが、平成20年3月末をもって解散したため、本補助金も平成19年度分をもって終了した。 なお、公益法人が一定水準の内部留保を有することは、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」運用指針でも認められており、調査研究等の公益事業を適切、継続的に行っていくために内部留保を有することは必要であると考えていた。</p>
	当該団体の経営状況	<p>当該団体の経営状況を好転させるとするならば、徹底した経費の抑制を図るべきであろうと思われる。</p>	<p>とくしま地域政策研究所は、平成17年12月に「経営改善計画」を策定し、それに沿って積極的に経営改善を進めてきた。</p>
	賃借料	<p>何故このような高額な場所を借りているのか、疑問の余地なしとしない。当該団体の経営は実質的には赤字体質であり、県費依存体質からの脱却を図り、経営健全化を検討するならば、県の遊休施設へ移転するののも一つの方策であろうと思われる。</p>	<p>平成19年度から、徳島市川内町の(株)徳島健康科学総合センターに移転し、経費を節減した</p>
		<p>契約書により固定された金額でほぼ正確な年間支出額が積算されるべきこの費目につき、予算決算においてかかる多額の差額が生じるの原因が不明である。予算組みの妥当性には疑問がある。</p>	<p>平成16年度の賃借料の予算については、年間支出額に応じた額となるよう補正した。</p>
		<p>委託契約の中で積算されている間接経費は、賃借料の約8割に補助が出るのなら不要なのではないかとこの疑問がある。間接経費とは、通常、賃料や光熱水料費等の経費を考慮して算出するものだが、一方では補助金で県費を支出し、他方で</p>	<p>平成19年度予算において、補助金から光熱水費を削減するなどの措置をした。</p>

		は委託料の中で間接経費として県費を支出し、結果として賃借料の相当部分につき二重の県費を支出しているのではないかとの疑問がある。	
再委託		本件再委託契約は競争入札によることが不適当なケースとはいえず、その基準が遵守できているとは評価し得ない。	契約にあたっては、県に準拠した取扱を徹底するために、全研究員による研究部会において周知を図ったが、平成20年3月末をもって解散した。
		今後は成果品の作成名義は峻別すべきであるし、どの点につき当該団体が出した成果かを可能な限り記録として残すべきである。	成果品の作成名義は峻別し、成果については、可能な限り記録を残した。
		随意契約で再委託する場合には少なくとも文書で相見積り程度は取って競合させるべきである。	随意契約で再委託するに当たっては、内容、金額等を検討し、原則として相見積りを取ることにした。
研究員の配置		数年後には前の事情を直接体験した研究員が1人もいなくなるというのでは、真に地域に密着したシンクタンクとなるのは困難ではなからうか。	自治体シンクタンクとしては、政策形成能力を有する者の育成も重要であり、多くの人材がシンクタンクでの研究を経験することも必要と考え、研究員の知識、情報の伝達や共有化について取り組むよう努めてきたが、平成20年3月末をもって解散した。
今後の団体のあり方		「積極的な運営改善」を図るならば、補助金の大幅な削減、経費の抑制、民間からの受託事業の拡大を図ることが急務であろう。	とくしま地域政策研究所は、17年度に策定した「経営改善計画」に沿って、毎年度のフォローアップを図りながら、積極的な経営改善に努めていたが、指摘事項も含め、今後のあり方について検討した結果、平成20年3月末をもって解散した。
財団法人 徳島県青少年協会	自販機手数料収入	県から青少年センターの一部について、自販機3台分の設置場所に関する行政財産の使用許可を取っているが、民間会社に又貸しして、そこで自販機を設置して、当該団体は民間会社から年間100万円余りの収入を自主財源とし、これを職員の健康診断等の福利厚生に充当している。その収入は本来県の収入にすべきものではないかとの疑問がある。	指摘事項も含め協会のあり方について検討していたが、検討の結果、協会は平成20年3月末をもって解散し、自販機についても全て撤去した。
	再委託	再委託されている業務は、青少年センターの総合管理業務、エレベーターの保守業務、警備業務等、競業他社が存在しないような業務ではないにもかかわらず、大半が受託者が固定され、金額的にもほとんど変化がないまま推移していた。早期の対処が急務である。	平成17年度の再委託業務の大部分を占める総合管理業務については、競争入札を実施した。
	人件費の抑制	当該団体は、職員の退職金引当金を計上していない。指定管理者制度の導入による当該団体の存続問題を考慮すると、退職金の財源確保は大きな問題である。	平成16年度に大半の職員の勤奨退職を実施し、残りの職員の退職金については平成17年度に財源を確保した。
	今後の当該団	当該団体が県保有施設を管理するためにのみ設立された経	平成18、19年度の2年間について、当該団体を徳島県青少年

	体のあり方	緯に照らせば、そのような事情がない他の外郭団体と比較して、県の側から積極的な対応策の検討・提示もあってしかるべきである。早期の検討が不可欠であろう。	センターの指定管理者に指定した。
社会福祉法人徳島県社会福祉事業団	施設運営等の見直し	県立施設を取り巻く状況の変化や県民ニーズを踏まえ、施設の統廃合や機能の見直し、民営化を進めるべきであり、存続すべき施設については、利用者のニーズに対応した柔軟で弾力的な運営やコスト意識を持った施設経営を行っていく必要がある。	県立障害者施設については、「県立障害関連施設のあり方検討会」の提言等をふまえて今後の方針（存続・廃止）を決定した。存続する施設については、平成18年度から指定管理者制度を導入する等、コスト意識を持った施設運営を行う。
	補助金	県からの受託料で給与を出す3名の職員（うち1名は臨時補佐員）と、団体補助金で給与を出す2名の職員は一応所属係は分けられているものの、同じ部屋で勤務しており、業務が必ずしも峻別できているわけではない。 事務を明確に峻別することは困難であるが、精算の段階で区分して県に報告すべきであろう。	平成17年度末で廃止することとした。
		「県の関与の縮小」を議論する以上、補助金額の縮小も当然議論されなければならない。	平成17年度末で廃止することとした。
財団法人徳島県国民年金福祉協会		既に県には、当該団体に対する指導監督権限もなく、今後の県の関与は限りなく少なくすべきである。	H17.3.29基本財産取り崩しに伴い、出えん金を処分。当該団体は、H17.4.4徳島地方裁判所に破産申告を行い、清算中である。
財団法人徳島県腎臓バンク		腎臓移植登録時のHLA検査（ヒト白血球抗原の型の検査）料助成（1人3万円程度）だけが当該団体の独自事業で、他の事業は県の事業と重複する。しかも、平成15年度には、この助成事業の実績は0件であった。だとすれば、果たして当該団体を存続させる必要性があるのか疑問の余地がある。	当法人は、県内における移植医療の普及啓発を図るため、患者団体・ライオンズクラブ・医療関係者など、多くの団体や個人と連携・協力しながら、事業を実施している。当法人は、移植医療の普及啓発活動に携わるさまざまな立場の人々が意見を交換する場として、また一堂に会して活動する場として、重要な役割を果たしている。  当法人が行っている主な事業は、一般県民向けの普及啓発事業として、該当キャンペーンや各種イベント等における臓器提供意思表示カードや啓発用パフレットの配布。 医療従事者向けの事業として、県内の病院に配置されている「院内コーディネーター」に対する研修会の開催。  当法人の独自事業は、腎臓移植希望登録時に行うHLA検査（組織適合検査）に必要な経費の一部助成。（20年度実績は7件） 日本移植コーディネーター協議会が開催する研修会に参加する院内移植コーディネーターへの参加費補助。（20年度実績は2名）

			<p>上記の事業を行うにあたって、当法人は県からの補助金・委託料等を一切受けずに、民間からの寄付金や基本財産の運用収入などの自主財源により賄っている。</p> <p>県内における移植医療に対する理解や認知度は十分なものではなく、引き続き関係団体等と連携し、積極的に推進していく必要があることから、当法人を今後とも存続させる意義はあると考える。</p>
		<p>独立した団体であるにもかかわらず事務取扱規程が存在していない点は問題である。</p>	<p>平成17年10月に事務取扱規程を作成した。</p>
財団法人 徳島県観光協会	阿波十郎兵衛 屋敷の経営	<p>施設の改修や浄瑠璃上演回数の増加、上演体制の充実などにより、集客力を高める努力をするというが、さらに浄瑠璃上演時間における入場料の値上げなども検討し、収入の増を図っていくべきである。また、支出の多くを占めている、浄瑠璃上演料(約678万円)の減額や、駐車場借上料(約526万円)の減額などを積極的に行い、経営健全化を早急に行うべきである。</p>	<p>平成17年度の駐車場借上料は、年額270万円に軽減が図られた。また、観光協会の債務処理に係る特定調停の結果、同施設は県に代物弁済をされることとなった。</p>
	借入金	<p>土地取得に関しては、貸付契約上では約13億円の未払利息が発生している。これが決算書上に記載されていない。来期以降は、必ず決算書上に当該団体の正確な負債額を開示すべきである。</p>	<p>平成16年度決算において計上した。</p>
		<p>短期の無利子借入については、県議会の承認は不要となっているが、予算審議の際に利率を記載した書類に基づき説明を尽くすシステムにはなっておらず、この点についても本来は、無利子とした経過及び理由についての説明がなされるべきだと思料する。</p>	<p>平成17年6月議会において、観光協会の現状や経営内容等を踏まえ、今後のあり方等を抜本的に検討するため設置した観光協会改革推進委員会から提出された報告書の内容を詳細に説明した。</p>
		<p>長期借入金を無利子化する変更契約が最後になされたのは、平成5年度のことであるが、早期の是正を望むところであり、早急に議会への書面及び口頭での詳細な説明をするともに、県民に対して正確な情報開示をなすべきである。</p>	<p>平成17年6月議会において、観光協会の現状や経営内容等を踏まえ、今後のあり方等を抜本的に検討するため設置した観光協会改革推進委員会から提出された報告書の内容を詳細に説明した。</p>
	用地処分	<p>早急に用地の処分を積極的に進めるべきである。</p>	<p>観光協会の債務処理に係る特定調停の結果、協会所有地は全て県へ代物弁済された。</p>
	指定管理者制度導入	<p>当該団体の職員で退職給与引当金を積み立てているのは本局の職員だけ(直営事業の収入から)であり、指定管理者制度への対応次第では、施設管理に携わっている職員の退職金原資の手当がここでも困難な問題となる。一方で、退職金を</p>	<p>平成17年3月に勧奨退職を実施した。</p>

	<p>含めた金額では指定管理者になることはおよそ不可能である。この問題をどう処理するのか、早々に県としても対処方法を検討すべきである。</p>	
補助金	<p>当該団体への補助は、自立化を図る中でさらに減額していくべきである。</p>	<p>平成16年度から、毎年度の減額を行っており、今後も年次的に減額していくこととした。</p>
	<p>団体の数ある事業全体を補助するために当該団体に補助金を交付するための規則としては、検証方法等の部分において不十分であり、現に実務上なされている団体補助の処理は大まかとならざるを得ない。 このような大まかな処理では、事後に適正に補助金が支出されたかも検証しようがない。</p>	<p>平成17年度末で廃止することとした。</p>
	<p>施設の小規模修繕の補助であるが、県に提出された実績報告書の収支決算書(什器備品費)は677,815円と記載されているが、当該団体の決算書の什器備品費は0円となっている。しかし、県からこの点について問題点を指摘していない。正確な帳票の精査が望まれる。</p>	<p>平成16年度決算書の作成に当たっては、正確な帳票の精査に努めた。</p>
	<p>日本観光協会四国支部負担金500,000円と日本観光協会拠出金1,758,000円を補助するものである。このような負担金及び拠出金を出すことにより、如何なるメリットが県に発生しているのか判然とせず、逆に支出しないことにより被るデメリットも具体的に想定しにくい。今後、費用対効果を勘案の上、適切な対処が望まれる。</p>	<p>観光に関する最新情報の取得や観光PR等、本県の観光振興を推進する上で有益な事業であることから、引き続き支出することとした</p>
	<p>実績報告書には、参考資料として、相談員の名称と受信件数が記された報告書が添付されているが、実際にはこの補助金は、添付書類に記載された相談員以外の人件費等に充当されているものである。 必要な人件費については実態に即した予算計上を行い、適正に精査ができるように早急に改善を図るべきである。</p>	<p>平成17年度において、実態に即した改善を図った。</p>
	<p>当該団体の決算書に一部誤りがある。 今後は、正確な帳票の精査が望まれる。</p>	<p>平成16年度決算書の作成に当たっては、正確な帳票の精査に努めた。</p>
経営改善策	<p>全不動産の一括売却は非常に困難であるから、まずは現実を見据えて、換価可能な資産を早期に換価し、可能な分だけ</p>	<p>観光協会の債務処理に係る特定調停の結果、協会所有地は全て県へ代物弁済された。</p>

		でも早急に弁済していくべきである。その際には、残地につき袋地状態になることを回避する等の最低限の資産価値を保全して、条件の良い部分を積極的に分譲するなどの努力をすべきである。	
		当該団体が観光振興の推進母体として必要不可欠な団体というのであれば、議会や県民に対して経過や負債状況等の情報を開示し、その問題点を明らかにして、県の当該団体に対する債権放棄の議案を提出するなどして、しかるべき措置を講じるべきである。	平成17年9月議会において、観光協会の債務処理に係る特定調停と権利放棄に係る議案を提出し、審議を経て可決された。
社団法人 徳島県林業 公社	借入金償還について	当該団体が平成12年度に樹立した長期経営計画による試算では、平成97年度には、1,500万円の黒字が出るとしているが、この試算の前提となった木材価格は、平成10～11年度の木材価格を根拠としており、木材価格の将来予想が正確には困難である点を勘案しても、その後全体的に下落傾向が続いているため、この試算は、現時点で見れば、妥当な見込みとは思われない。	「リフレッシュとくしまプラン」に基づき、平成17年5月から林業公社において林業公社経営改善検討委員会を設置し、経営改善について検討を行ってきた。その中で、過去5年間の木材価格のうち、最低価格を基本に、今後もその水準で推移するものとして、収支予測を行った。
		平成8年度以降では、造林面積の約7割について、分収造林の伐採期限を従来の45年からその2倍近い80年に延長しているが、県からの借入金の弁済期限は45年のままであり、全体の約3割が45年で伐採できたとしても、全体として、償還原資となる収入が得られないまま弁済期限を迎えることになり、木材価格の高低にかかわらず、期限どおりの弁済が制度的に不可能であることは明白である。 公庫からの借入金の償還期限も同様に、平成8年度以降伐採期限とは一致しない状態になっている。	林業公社経営改善検討委員会の最終報告を受けて公社が「問題解決プラン」により、既往債務対策をはじめとした具体的な経営改善に平成18年度から取り組んでおり、県貸付金については既存貸付金にかかる18年度以降の利息を無利子化している。また、伐採時期と償還時期が一致していない現状についても必要な対策について検討する予定である。 公庫の借入金については、19年度において重要要望により伐採時期と償還時期の整合性の図られた融資制度の創設を要望し、平成20年度に林業基盤整備資金（利用間伐推進）が創設されたところである。このことにより、償還元金の一部借換が可能となり、当該資金を利用することで償還期限は20年延ばされた。本県公社においては、平成21年度より活用する予定である。
		県からの借入金利子は、平成13度以降借入分は無利子とされている。県は当時、議会へ無利子にしたことについての特段の説明をしていないが、この点についても、経過及び理由の詳細について議会への説明がなされるべきだと思料する。	林業公社経営改善委員会の経営改善対策に関する中間報告及び最終報告について、過去の貸付金の経緯を含めて、県議会への報告を行った。
		個人からの借入（平成15年度期首で約900万円）は、金額がそれほど多額でないこと並びに金利が現時点では高金利であることに照らすと、間伐収入を優先的にこの部分の弁済に充て、早期に完済すべきであろう。	個人からの借入金については、平成18年7月5日付けで完済した。

	今後のあり方	他の地方公共団体の例を参考にするとともに、現在の木材価格を踏まえた収支見通しを立てた上で、当該団体の廃止又は役割転換を含めた方針を早急に決定すべきである。	林業公社経営改善検討委員会においては、廃止統合を含めた公社のあり方について検討を行い、経営改善を進めながら公社を存続し、場合によって一部公社有林化を図ることを結論としている。この検討委員会の報告を踏まえ、県として公社存続を決定した。
財団法人 徳島県水産 振興公害対 策基金	基本財産	県の財政状況からして、さらなる出捐は基本的になされるべきでない。 金額の巨大さに比較すると出捐金の積算根拠はわかりにくい部分が多いと言わざるを得ず、今後は仮に県費を支出する場合でも、より合理性がありかつ経済的な方法に切り替えるべきである。	平成9年度以降新たな出捐はない。 なお、今後県費支出を行う場合は、わかりやすい積算根拠とするように努める。
		預金通帳及び有価証券、印鑑類の管理状況等については安全性が十分あるとは評価し難い。早急に改善すべきである。	預金通帳及び印鑑類については、複数人に分散して保管することとした。
		預金については、元本が必ず回収できることを前提にして運用すべきであり、低金利時代に年間2,000万円前後の利息収入を得ていることは、評価することもできるのかもしれないが、基本財産が36億円という巨額であることに照らせば、効率面で疑問があり、速やかに運用益の効率化を図るべきである。	基本財産のうち、中長期的な運用が可能なものについては、国債・農林債券で、短期的な運用の必要性のあるものについては安全性のある信漁連の定期預金で運用している。 また、基本財産として従来あった金利0.03%の定期預金については、よりよい金利の定期預金に切り替えるなど、運用益の効率化を図った。なお、これらの運用方法については、理事会で決定している。
	賃料	水産会館の中に事務所を設けているが、場所をここに限定する必要性は認められない。加島事業場への移転を含め、より経済的な方策を速やかに検討すべきである。	当基金は、その設置目的に照らし、県内水産関係団体との緊密な連携が必要であることから、当該水産関係団体から理事・監事を迎えている。これら水産関係団体は水産会館に事務局を設けており、同会館に同居することが、基金業務の円滑な執行に寄与している。 また、日常業務の決裁を副理事長（県漁連会長）が行うことにより、業務効率の確保と運営コストの圧縮を図っている。 このように、基金活動の適正と実効を図る上から、水産会館内に事務所を設けているものである。
県派遣職員の給与	県から1名派遣されている職員の給与は、県との間における加島事業場の委託契約の中に含めて全額支払われている。しかしながら、同人は加島事業場の場長と兼務して、事務局長として本部に週1回以上出向しており、全額委託契約で支払うのは、疑問の余地がある。勤務内容について精査し、実態に即した支払形態へ改善すべきである。	平成19年度末で、県からの職員派遣は取りやめた。	
事業内容の再検討	当該団体が設立されたきっかけとなった公害対策事業は、現在実施されていない。	海面の埋立や臨海部の都市化等によって漁場環境の悪化が進行し、加えて社会生活の進展に伴うゴミの不法投棄や漂着、赤潮の発	

	<p>基本財産の運用益により実施される本部事業と、毎年県から支払われる約2億円の受託料によって実施される加島事業場事業であるが、いずれも効果の判定が難しい事業である。県が出捐した合計32億6,800万円の基本財産の額と対比して考えた場合、今後現状のまま継続することには、疑問がある。まずは、費用対効果にまで踏み込んだ事業効果の立証と向上に努めるべきであり、その検証結果によっては、当該団体の存在意義について改めて検討されるべきである。</p>	<p>生等により漁業被害が危惧される状況が依然として継続している。漁業生産の安定を図り、生産物の安定供給を確保するためには水産資源の適切な保存管理と持続的な利用の体制を構築することが大切である。こうした課題に対処するために、団体の役割は従前と変わることはない。</p>	
会計基準	<p>公益法人会計基準では、公益法人は計算書類として収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成しなければならないとなっている。しかしながら、当該団体では、貸借対照表と財産目録は作成しているものの、収支計算書と正味財産増減計算書は作成しておらず、損益計算書を作成している。</p>	<p>平成17年度決算から、公益法人会計基準に準拠し、収支計算書と正味財産増減計算書を作成した。</p>	
漁業再編対策積立金及び漁船漁業振興対策積立金	<p>当該団体では、損益計算書において、漁業再編対策積立金繰入及び漁船漁業振興対策積立金繰入を行い、漁業再編対策積立金及び漁船漁業振興対策積立金を負債の部に計上している。しかし、これらの積立金は負債性を有していないため負債の部に計上するのは妥当ではない。正味財産に振り替えるべきである。</p>	<p>平成17年度決算から正味財産に振り替えた。</p>	
退職給与引当金	<p>平成7年度において給与規程の改定を行い、この中で退職給与の金額についても改定が行われた。しかしながら、改定の際定められた附則では従前の給与規程に基づいて退職給与引当金を計上することを認めている。 その結果、県と当該団体との水産種苗生産業務委託契約においては、引当金超過額分だけ過大な委託金額を県は当該団体に対して支払っていることになる。 附則を廃止し、現在の規程に基づいて退職給与引当金を計上するように改めるべきである。</p>	<p>平成15年度までは、附則の規定に基づく引当金算定額の方が本来の退職給与額よりも多かったが、平成16年度以降は退職給与引当金の超過が解消されている。</p>	
財団法人 徳島県土木 技術協会	工事監督補助業務	<p>決裁書類や契約書類を見る限り、正しくは「業務指導等受託」と表示すべきであるが、なぜか当該団体の事業報告書・決算書には、「監督補助業務」と記載されている。この記載は正確性を欠くと言わざるを得ない。</p>	<p>平成16年度から、事業報告書・決算書の記載を訂正した。</p>
	県庁出張所	<p>県庁出張所勤務職員について言えば、技術指導業務を担うという派遣理由とその実態には齟齬がある。 派遣職員数は平成16年度に5名（管理職のみ）に激減され、県庁出張所も廃止されたが、その前年度の平成15年度には県庁出張所に勤務していた派遣職員数は15名（技術職</p>	<p>平成17年度の派遣に当たっては、これまで以上に必要性を検討した。</p>

		のみ)であり、担当者数を15名からいきなり0名にできる業務というのは、もともと必要でなかったのではないかと疑問がある。長年に渡り業務指導等の目的という名目で、多数の県職員を派遣し続けてきた実績に照らすと、今後もこの団体に対する県職員派遣に関する必要性は厳格にチェックすべきである。	
財団法人 徳島県企業 公社	常務理事	当該団体の常務理事は平成11年度以降欠員となっている。組織のスリム化は推奨されるべきだが、寄附行為その他の明文に違反することは許されず、常務理事を欠員にするのであれば、寄附行為の改正を速やかに行うべきである。	平成17年9月に寄附行為を改正し、常務理事に関する規程を削除した。
	再委託及び指定管理者制度	再委託は藍場町地下駐車場、松茂駐車場とも全て随意契約である。複数の見積りを取った事例もあるとのことだが、あえて随意契約にする理由が不明である。	平成18年度から20年度までの3年間について、当該団体を藍場町地下・松茂両駐車場の指定管理者に指定した。
まとめ	外郭団体の職員の待遇及び派遣職員	徳島県においては、外郭団体の職員給与及び退職金を県に準じるという制度を抜本的に改める時期が来ていると思われる。	平成16年度及び平成17年度において、各外郭団体において職員の勤務条件の見直しも含めた「問題解決プラン」を策定し、具体的な見直しに着手した。
	退職金の一括払い	平成18年度から指定管理者制度が導入されることに伴い、退職金の積み立てをしてきていない外郭団体への退職金支払いにつき、外郭団体自体の経済力で対応しきれない場合、県がどこまで関与し、金銭的な部分で協力すべきかにつき、画一的基準を立てることは困難であるが、県の関与状況に見合った、迅速かつ慎重な対応が必要である。	平成16年度及び平成17年度において、指定管理者制度の導入に際し、県として対応が必要と考える団体について退職一時金への措置を行った。